

介護サービスを利用したときの 費用の負担割合について

平成27年8月より

介護保険制度が一部変更になります

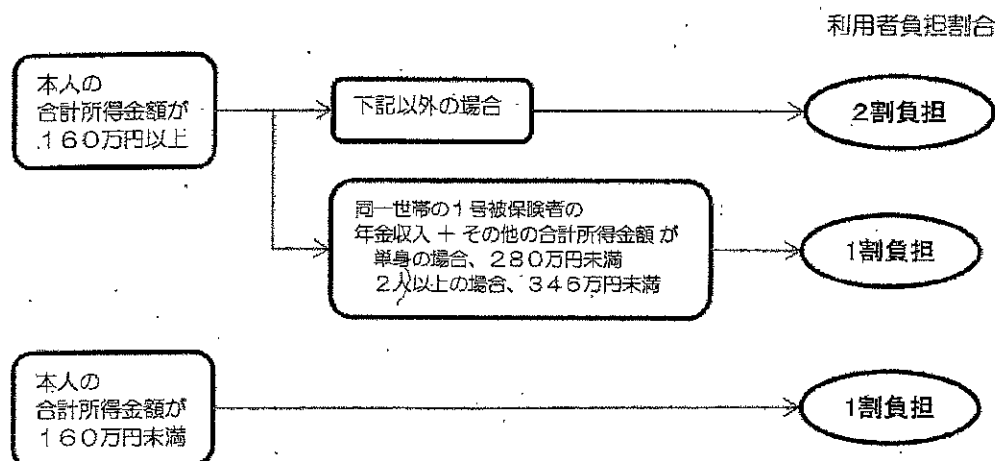
このたび介護保険制度の改正が行われ、介護サービスを利用したときの利用者負担の割合が見直されることとなりました。

これまで利用者負担の割合は、一律「1割」とされてきましたが、平成27年8月1日以降の利用分から、一定以上の所得がある方につきましては「2割」で負担していただくことになりました。一定以上の所得の判定基準は以下のとおりです。

●負担割合の判定基準

1号被保険者（65歳以上の方）について判定

前年（利用月が1月～7月の場合は、前々年）の所得により判定



※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。

この改正に伴い、介護認定を受けておられるすべての方について、介護保険負担割合証が発行されることとなります。

介護保険負担割合証は、平成27年7月下旬にお送りする予定です。平成27年8月1日以降に介護サービスを利用される際には、保険証とともに負担割合証をサービス提供事業者へ提示してください。

なお、負担割合証は、毎年の所得により負担割合を判定する必要があることから、毎年8月1日付けで新しい証に更新されます。



姫路市 介護保険課

☎ 221-2449

下記内容は6月19日、姫路市介護保険課へ確認した内容です。

『介護保険負担割合証について』

- ・ 7/20以降に姫路市はクリーム色の「介護保険負担割合証」が届く。
- ・ 有効期間はH.27.8.1～H28.7.31
- ・ 毎年8月に更新される。割合を確認してから計算すること。
- ・ 2号の方は全員1割(収入関係なし) 期間途中で65歳になったら割合証が届く。
- ・ 本人が紛失したときは再発行。急ぎのときは介護保険課に被保険者番号で問い合わせると負担割合を答えてくれる。 「受給者管理給付担当」221-2449
- ・ 給付制限のかかっている方にも「介護保険負担割合証」が届くが、給付制限中は3割負担。

『負担限度額認定証について』

- ・ 現在、負担限度額認定証を持っている被保険者には更新のお知らせと介護保険負担限度額認定申請書が送付されており、締め切りは7/3で、それまでに返信用封筒で返信することとなっている。
- ・ 負担限度額認定申請書が7/3までに届いた方については7/21頃に平成27年8月1日から平成28年7月31日が有効期限になっている新しい『負担限度額認定証』を発送予定。
- ・ 返信が遅れた場合、7月中、遅くとも8月中に届いたものに関しては平成27年8月1日からの認定証を発行する予定だが、それ以降(9月1日)に申請書が届いたものについては申請日(届いた日)からが有効期間となる為、8月に利用したサービスについては適応されないことになるので出来る限り7/3までに返信できるようにしてください。
- ・ 今年度から預貯金の額を申請することになった。
- ・ 配偶者がいない場合1000万円以下か以上かを申告してもらおう。配偶者がいる場合は合わせて2000万円。
- ・ 預貯金に関する申告の欄にチェックをいれ貯金通帳の写しの添付が必要です。
- ・ 通帳の写しには『口座名義人』のわかるページと最終残高がわかるページが必要。
- ・ どうしても通帳の写しが出せないときは申請書の欄外にその理由を書いてください。
- ・ 残高ページの写しを出すときに入出金の履歴を見られたくない場合にはその部分を隠して残高が分かるようにコピーしてください。